



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 メディアエクスチェンジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳田 成美
(コード番号 3746 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者 小林 保
(TEL: 03-4306-6543)

株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に下記議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件(株券電子化に伴う変更)

(1) 定款一部変更の理由等

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、定款の一部の効力が変更されたことに対応して、定款の文言を形式的に変更するものです。

すなわち、定款から株券の発行を前提とした規定を削除するとともに、「実質株主名簿」といった従来の保管振替制度を前提とした事項を削除することが必要となります。このため、現行定款第 6 条を削除し、現行定款第 8 条から第 10 条、第 44 条および第 45 条の変更を行うとともに、規定の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

あわせて、決済合理化法の施行日から 1 年間については、株券喪失登録簿の作成を株主名簿管理人に委託する旨および施行日から 1 年経過後にその条文を削除する旨の条文を附則に新設するとともに、不要となった附則の規定を削除するものであります。

(2) 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は次のとおりです(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式

(株券の発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第7条 (条文省略)

(株式取扱規則)

第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、質権の登録、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条

(条文省略)

第43条

(削除)

(削除)

(自己の株式の取得)

第6条 (現行どおり)

(株式取扱規則)

第7条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第9条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条

(現行どおり)

第42条

第7章 計算	第7章 計算
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。
(中間配当金)	(中間配当金)
第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第46条 (条文省略)	第45条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u>
(新 設)	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新 設)	第2条 <u>前条及び本条は、平成21年1月6日から起算して1年を経過した時をもって削除するものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会 平成 21 年 6 月 29 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 29 日(予定)

※本議案による定款一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じることとします。

以 上